(3) 日給（手当）ノ一割ヲ増額スルコト

(4) 就業規定ヲ設定スルコト
解雇ニ付テハ解雇サレル者ノ同意ヲ得ルコト
（手当ハ本人ノ手ニ関スル所行ヲ目的トシタルモノ）

(5) 一ヶ月以上勤続シタル者ニ対シ賞与トシテ日給（ノ）ヲ支給スルコト

(6) 職工ハ全部正勤トスルコト
（従来通出勤スルモノノ他ニ従定ヲ求メ之ヲ厳守スル事）

(7) 臨時使用者ノ場合ハ賃金ト共ニ日給四十五銭ヲ支給スルコト

(8) 刑事問題其ノ他不測ノ事アリタル場合ハ解雇セラルルモ異議ナキコト
其ノ損失ハ当方ニ於テ負担スルコト

(9) 作業上ノ事ニ付テハ責任者一名ヲ選定シ責任者ハ作業成績ノ学術ニ依リ金銭ヲ負フコト

争議ニ関シ書面作成工場主及代表者人 〔illegible〕 〔illegible〕

例ノ上相互ニ遵守スルコト、ロリ

—以上—

参 6.6.9 / 25-80

昭和六年六月十六日

警視総監 高橋守雄

内務大臣 安達謙蔵殿
社会局長官殿
各庁府県知事殿（大阪、神奈川）

株式会社雨宮製作所争議ニ関スル件（発生）

要旨
(1) 労働者側ニ於テハ関東金属工組合ノ応援ヲ受ケ争議団本部ヲ設置シ対策中
(2) 事業主側ハ工場ハ目下休止ニ付テ（illegible）ヲ（illegible）レ静岡県永官町大岡ビルニ移転ヲ計画中
(3) 四月中旬以来争議ノ（illegible）二十三名ヲ（illegible）シテ十五名ヲ採用セリ

標記会社ニ於テ争議発生セル状況左記ノ通リ

一、争議発生ノ場所
深川区（illegible）町三一 株式会社雨宮製作所

発生	六、四
解決	六、二〇
使用労働者	八〇
争議参加者	六四
関係労働組合	日本労働組合全国協議会